

# 【焼津福祉文化共創研究会】2023年度活動計画(案)

## 活動テーマ: 港地域のニーズ把握から“福祉文化としての港地域のご近所を描く”

### 1. 本会の活動の原点とプロセス

本会の原点は、介護保険制度の導入により、「公助」ですべてが解決できるかのように社会が流されているように感じていた時期に、失われつつある「共助」の再構築こそ必要と、市民主体の地域づくりをめざすには、「地域を知ること」からはじまると、平成28年に、既存の組織である「港地域づくり推進会（港第14・23自治会組織）」管内の住民に「港地域ささえあい講座」の開講を呼び掛けた。

しかしながら、開催趣旨が十分に理解されず異論が飛び交う中で、なんとか、開講につなげることが出来た。当初は、介護対象の「高齢者」を取り巻く地域問題を中心に展開をしたが、参加した市民からの要望を組み入れながら、「障害児者を取り巻く課題」「児童を取り巻く課題」等を加えながら3年間、「理論と実践の融合」をもとに、延べ614名の参加者とともに、「楽しいを創る地域の学び」を心掛けながら講座に取り組んだ。住民主体の学びに徹した講座から、尊い「実践からの10の証」が浮き彫りになった。これらを研究協議する「市民活動団体」として、令和4年後、「焼津福祉文化共創研究会」を結成し、即「焼津市ボランティア連絡協議会」に23番目の団体として加盟した。

#### 3年間開講した「港地域ささえあい講座」からの尊い「実践からの10の証」

- (1) 語れる地域環境の醸成（世代を超えた地域総合型学習形態の仕組みづくり）
- (2) 「地縁組織」（お互い様）と「志縁組織」（使命感）の融合による地域づくりの取り組み
- (3) 「専門性」と「市民性」の融合（管内福祉施設連絡会とのネットワーク化と地域介護力UP）
- (4) 当事者組織化の支援
- (5) 具体的な地域の生活支援策の把握
- (6) 管内のささえあいの仕組みづくり
- (7) 総合的支援組織の再構築（トータルコーディネート機能）
- (8) 地域を「見える化」する広報啓発
- (9) 制度施策を理解する地域福祉教育環境の醸成
- (10) ご近所福祉の復活

市民有志14名で結成した本会は、ここに5年目の活動になる。

「集める」会ではなく、「集まる」会を基本にして、現在11名の会員は、年度ごとの活動テーマをもとに、人脈とともに、活動の拠点を維持しながら、さらには、この4年間、活動財源の開拓に努め、尊い「焼津市赤い羽根共同募金地域福祉促進助成事業」、「静岡県コミュニティづくり推進協議会・コミュニティ活動集団助成事業」、そして、「公益財団法人さわやか福祉財団地域助け合い基金助成事業」により、地域の課題発見を中心に活動を展開し、下記の通り、年度ごとに、その年度の検証結果をもとに、地域住民に報告してきた。

#### ■ 1年目(2019年度)

活動テーマ:「港地域の“ご近所”を切り拓く 集まる居場所で地域ぐるみのささえあいを検証する」

約5,000世帯で組織化されている「港地域づくり推進会」（港第14・23自治会）管内において、今日まで、地域や個々の人々のつながりの中で、気兼ねなく集まり、会話を交わし、ふれあい交流し、普段の拠り所としている「居場所的機能」を持つ55の既存の各種団体グループ」を把握し、「集める居場所から集まる居場所」を課題提起した。

#### ■ 2年目(2020年度)

活動テーマ:「港地域のご近所福祉を切り拓くパート2ー協働による地域課題解決を探るー」

1年目に取りまとめた結果をもとに、さらに把握に努めるとともに、管内関係団体や住民に機会があるごとに情報を提供し、改めて、こうした既存の団体グループの様々な取り組みを地域住民が

共有し、積極的に地域参加する機会を呼掛け、「ご近所福祉その意識と実態調査」に取り組み、地域で顔の見える“近助”の関係づくりができる「協働による地域づくり」を働きかけた。

### ■ 3年目(2021年度)

#### 活動テーマ:「港地域をつなぐ・ささえあう“ご近所福祉”を創る」

これまでの2年間にわたり考察・実践してきた活動のプロセスから、改めて、港地域の現状を踏まえて、地域を家庭化し、世代を超えて誰もが地域づくりに関わられるご近所を“地域の居場所”としていく活動に取り組み、子どもを対象に管内関係団体・学校関係者の協力により、「福祉ってなに?244名の子どもたちに聞きました調査」に取り組み、尊い子どもたちからの意見を大人社会への提言としてまとめた。

### ■ 4年目(2022年度)

活動テーマ:「わかる・見える実践活動で“福祉文化としてのご近所福祉”を探る」を大きな活動の柱立てにして、前半では、「みんなで創る福祉を学ぶ講座」を開講するとともに、前年度の「子どもから、大人社会への提言」を、改めて地域住民と共有する学習の機会を持った。

長引く、厳しいコロナ禍下の中で、「高齢者」を取り巻く地域環境を危惧し、さらに、具体的な活動テーマを「地域共生社会をめざす仕組み検証事業:高齢者とともに、地域共生社会を拓く - ホットする地域づくりは誰が担うか -」を掲げて、「ホットする安心した地域づくりその意識と実態調査」に取り組み、管内の315名の高齢者から尊い意見をいただき、地域社会に向けて、「ホットする地域づくり」を問題提起した。

中学校校区を対象に取り組んでいる本会と、県域を対象に活動をしている「静岡福祉文化を考える会」と協働で「地域共生社会調査研究部会」を設置し、地域共生社会をめざす仕組みを検証した。

## 2. 5年目の活動テーマの具体化に向けた「8つの着眼項目」

### (1) 5年目の活動テーマの具体化とは

今年度掲げた活動テーマ「港地域のニーズ把握から“福祉文化として港地域のご近所を描く”」の意味するところは、改めて、これまでの4年間を振り返ると、「地域ぐるみの居場所を検証」「ご近所の支え合いを検証」「子どもを取り巻く地域を検証」「高齢者を取り巻く地域を検証」と、全体的に取りまとめると「地域を知る」「地域の現状の把握と課題発見」に取り組んできたことを確認できる。

活動の節目である、5年目の今年度の活動は、これまで4年間の活動から浮き彫りになった「地域の現状及び課題」を整理するとともに、次の段階として、住んでよかったと思える港地域づくりへの第一歩として、地域を描く。また、住民一人一人が、いかにして地域づくりに関わることが大切か、そして、これまで浮き彫りした課題を地域の資源を発掘して、住民主体で解決していくプロセスを理論と実践により取り組むことを「活動のテーマ」に置き換える。

これらの活動を展開するに当たっては、本会の「3つの活動基調」をもとに展開する。

#### 焼津福祉文化共創研究会の3つの活動基調

- (1)さまざまな分野で活動する人たちや福祉職に従事する人たちが、専門分野と世代を超えて交流を図る。
- (2)会員だけが求心的・閉鎖的に集うのではなく、広く市民に開かれた活動をめざす。
- (3)既存のコミュニティ・福祉組織の活動から取り残された問題や新しく発生してきた問題を大切に、つねに市民生活に密着した活動をめざす。

具体的には、日常の生活を通して、世代や領域を超えた地域住民と向き合う機会を意図的に作りながら、相互理解を深めることや、「地縁組織」の現状の把握と、「志縁組織」の活動の発掘に努める。

3年目に、浮上してきた「学校教育と社会教育」「行政と市民」(専門性と市民性)の「融合」について、さらに一歩踏み込んだ議論を深めていく。本会の地域活動のあり方を広く管内外に情報発信し、管内で問題解決を完結することなく、地域社会への問題提起を心掛けていく。市民主体による地域づくりの学習方法を開拓していく。これまで、活用してきた、地域学習教材としての「若者発 近所福祉かるた」を有効活用する。

## (2)活動の着眼項目

- (1) 世代や領域を超えて「身近な生活環境でのコミュニケーション力発揮の工夫」「語れる環境」「地域総合型公開学習」の醸成に努める。
- (2) 常に、これまでの地域課題を整理することに努め、地域社会に向けて「課題提起」する場をつくる。
- (3) 「地縁組織」と「志縁組織」の「協働による地域づくり」に努める。
- (4) 地域課題解決に向けた、「行政と市民との協働」のあり方を、日常生活を通じて働きかけていく。
- (5) 「地域資源の発掘」に向けた、「専門性と市民性の融合」による「見える化」「わかる化」に努める。
- (6) 活動の維持のための「活動財源確保」に努める。
- (7) 「若者の地域参加」と「高齢者の社会的自立(地域参加)」による「地域づくり」への試みを発信する。
- (8) 地域をトータルにコーディネートできる機能を検証する。

## 3. 具体的な活動内容

### (1)会議等

#### ①役員会の開催

- a 実務型役員会運営に徹し、一丸となって、活動の進捗状況管理と検証に努める。
- b 定例研究会開催日の前に、活動計画に基づく運営について、協議の場を持つ。
- c 様々な地域実践活動から、「地方発福祉文化の創造」を問題提起する。

#### ②定例研究会の開催

- a 原則、毎月第2土曜日、18:30～21:00を定例開催日とする（別添活動計画表参照）。
- b 各種活動の状況に応じて、臨時研究会をもって、円滑な運営に努める。

#### ③事業関連部会設置と開催

- a 本会活動の活性化と円滑に展開するために、事業別部会を設置して運営する。
- b これまでの4年間の活動の取り組みから、「調査研究部会」、「広報部会」、「研修部会」を必要に応じて設置する。
- c 各部会で議論した内容は、本会の活動の成果につなげるよう努める。

### (2)調査研究事業

#### ① 「地域ぐるみの居場所」検証事業（1年目活動継続事業）

2019年度実施の検証事業の継続的取り組みとして、55の団体・グループをさらに掘り下げ、項目白紙欄の補充等も含めて、管内における「地域ぐるみの居場所」の把握に取り組む。「紹介集」の更なる充実と共に、「居場所の意義」を推進する努力をする。

#### ② 「ご近所福祉 その意識と実態調査」検証事業（2年目活動継続事業）

2020年度実施した調査結果及び考察を、「静岡福祉文化を考える会」との協働により、さらに議論を深めて、地域の実情把握による課題解決に向けた取り組みをする。

#### ③ 「“福祉”ってなに？ 244名の子どもたちに聞きました調査」検証事業（3年目活動継続事業）

2021年度実施した調査結果及び考察を基に、学校教育や地域行事などにおいて、引き続き「若者発 ご近所福祉かるた」の有効活用による活用事例集の作成を検討する。

#### ④ 「地域課題解決と地域資源の発掘」研究協議（新規事業）

地域課題解決に向けた、「行政と市民との協働」を日常生活を通じて働きかけて「地域資源の発掘」に向けた、「専門性と市民性の融合」による「見える化」「わかる化」に努める。

#### ⑤ 「ホッとする、安心した地域づくりその意識と実態調査」検証事業(4年目活動継続事業)

高齢者からの尊い意見をもとに、これからの地域づくりへの提言内容をもとに、具体化するための意見交換をしていく。

### (3)研修事業

#### ① 公開型研修会として「ご近所福祉検証研修会」の開催（継続事業）

- これまで3年間取り組んだ「地域ぐるみの居場所検証」、「ご近所福祉その意識と実態調査事業」、「子どもから大人社会への提言」「高齢者からの地域づくりの提言」等から

浮き彫りになった課題を活動テーマに、「若者発 ぎ近所福祉かるた」を地域住民福祉教育教材として有効活用 heart 掛ける。

- 助成事業支援団体（県コミ推協・焼津市社協等）、県及び市行政関係方面に実施状況を発信する。
- 学校関係者に積極的に、「共生社会」実現に向けて、本会の活動を発信する。
- ② **地域をつなぐ協働研修会**
  - 管内福祉施設連絡会との「地域支援」、「生活支援」に関する協働研修会の開催
- ③ **現場実践研修会**
  - 「若者発 ぎ近所福祉かるた」の活用による「近助」の在り方を学び合う機会を持つ（学校教育領域）
  - 地域コミュニティ組織または、企業・福祉事業所・施設等における「近助」の在り方を議論しながら、地域ぐるみのささえあいと地域参加を議論し合う。
- ④ **調査研究考察報告研修会**
  - 調査研究事業として取り組んだ結果を報告し、啓発研修の機会とする。
- ⑤ **会員による「地域との共生」をテーマとする発表の機会を持つ。**

#### (4) 広報事業

- ① 「日本福祉文化学会 HP」を主体に、「静岡福祉文化を考える会ブログ」との連動による本会ブログにより、広く活動を通じた課題提起を発信
- ② 焼津福祉文化共創研究会通信の発行(原則 毎月1回発行 A4版 両面印刷)
- ③ 積極的なマスコミへの情報提供

#### (5) 協働活動

- ① 管内福祉施設連絡会
- ② 静岡福祉文化を考える会
- ③ 焼津市 V 連絡協議会
- ④ 管内各種団体・グループ（地縁組織と志縁組織）
- ⑤ 管内学校教育及び社会教育領域

#### (6) 関係機関・団体との連携

- ① 静岡県社会福祉協議会、焼津市社会福祉協議会及び近隣社協への情報提供・連携
- ② 「地方発 福祉文化の創造」の実践を基に、静岡福祉文化を考える会及び日本福祉文化学会との情報共有と活動の協働を探る。
  - 各種事業の取り組みについての情報提供
  - 各種事業の実践活動の共有
- ③ 関係機関・団体、大学・専門学校及び管内学校教育・社会教育領域への情報提供
- ④ 焼津市 V 連絡協議会との連携
  - 定期総会出席
  - 定期 V 連代表者会議出席と情報提供（通信配布）、問題提起による活動活性化の提言
- ⑤ ふじのくに未来財団への情報提供
- ⑥ 静岡県コミュニティづくり推進協議会への情報提供
- ⑦ 管内福祉施設連絡会、地域包括支援センターとの連携と情報共有（通信配布）
- ⑧ 港地域づくり推進会（事務局：港公民館）及び管内自治会（町内会）への情報提供
  - 通信送信
  - 各種活動状況報告
- ⑨ 港地区民生委員児童委員協議会への情報提供
- ⑩ 公益財団法人あしたの日本を創る協会への情報提供
- ⑪ 公益財団法人さわやか福祉財団への情報提供
- ⑫ その他、必要に応じて関係機関・団体に情報提供